

## 平成26年度 第2回教育研究評議会議事要録

- 日時 平成26年5月15日(木) 14:00～17:00  
場所 事務局第1会議室  
出席者 池田学長, 田代副学長, 神永副学長, 前田事務局長, 三村副学長,  
伏見人文学部長, 尾崎教育学部長, 折山理学部長, 久留主農学部長,  
高橋図書館長, 佐藤大教センター長, 佐川評議員, 澁谷評議員,  
生越評議員, 木村評議員, 天野評議員, 田内評議員, 伊藤評議員,  
増澤評議員, 中石評議員, 新田評議員
- 欠席者 米倉工学部長
- 同席者 増子監事, 馬場監事, 影山理事, 荒川学長特別補佐, 高原学長特別補佐,  
総務部長, 財務部長, 学務部長, 学術企画部長,  
総務課長, 人事課長, 労務課長, 学務課長, 各学部事務長

### 議 題

#### 審議事項

- 1 カセサート大学(タイ)との大学間交流協定について
- 2 大学内の資源再配分について

#### 報告事項

- 1 茨城大学の組織改革について
- 2 茨城大学重点国際交流事業の認定について
- 3 社会連携センター発足記念シンポジウムについて
- 4 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案」並びに「独立行政法人通則法の改正に伴う国立大学法人法の改正案」について

#### 配付資料

- 1 カセサート大学(タイ)との大学間交流協定について
- 2 大学内の資源再分配等について
- 3 茨城大学の組織改革(構想概要)
- 4 茨城大学重点国際交流事業の認定について
- 5 社会連携センター発足記念シンポジウムの開催について
- 6 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案について(概要)  
独立行政法人通則法の改正に伴う国立大学法人法の改正案(H26.4.15閣議決定)  
学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案について  
【国立大学協会会長コメント】

## 議 事 概 要

### I 議事要録の確認

学長から, 平成26年度第1回教育研究評議会議事要録については, 既にホームページに公表済みである旨報告があった。

### II 審議事項

- 1 カセサート大学(タイ)との大学間交流協定について  
学長から, カセサート大学(タイ)との大学間交流協定について, 審議願いた

い旨提案があり、神永副学長から資料1に基づき説明があった。審議の結果、提案のとおり大学間交流協定を締結することが了承された。

## 2 大学内の資源再配分について

学長から、大学内の資源再配分について、審議願いたい旨提案があり、学長等から資料2に基づき説明があった。なお、資料の6ページ(ト)の学長枠については、全学枠に修正する旨の説明があった。引き続き、各学部教授会の審議結果について、各学部から報告があった。

人文学部……教員ポストの再配分について、大学改革との関連が不明。大学改革に効果的かも疑問で、再配分ありきに見える。再配分が実施されれば、人文学部が担当する教養教育の本数もそれに見合った数にならざるを得ない。

教育学部……大学内の資源再配分(案)について、教育研究経費の再配分による教育学部の減額幅が大きく予算面では大きな打撃であるが、大学改革、ガバナンス改革等の全体的な枠組みの動きから、やむを得ないものとして了承された。

理学部……学内資源の再配分を含むガバナンス改革と大学改革の具体的な関連が不明。学内の具体的な教員ポストの再配分案は文科省に説明すべきではない。全学拠出ポイントについては、一律5%ではなく、学内の評価に基づく拠出にすべきである。また、継承職員の年俸制について、制度設計を明らかにすべきである。

工学部……標準教員数に対する質問、また、特定教員数のマイナスを是正すべき等の意見があったが、概ね了承された。

農学部……教育研究経費の再配分及び年俸制の導入については、やむを得ない旨の意見であった。また、ポイント制の導入(全学枠5%を含む)について反対はしないが、教員ポストの再配分(A)案については、反対である。

以上の報告の後、審議の結果、以下の3点について教育研究評議会として、承認された。

①教員ポストに係るポイント制の導入と全学枠の設置

②大学院の部局化に伴う教育研究経費の重点配分

③承継職員に対する年俸制導入のための体制整備

なお、今後の大学関連法改正、国の施策、又は大学改革等の状況により、ポイント制の計算方法について、見直しが必要な場合は、教育研究評議会にて審議の上、見直すことを可能とする。

## III 報告事項

### 1 茨城大学の大学改革について

田代副学長から、茨城大学の大学改革に関し、文部科学省との打合せ、大学改革WGでの検討に基づく、4月22日現在の進捗状況について、資料3に基づき報告があった。

なお、基本的には本日示した改革案で、引き続き文部科学省と協議を進めるが、最終案ではないことの確認があった。

### 2 茨城大学重点国際交流事業の認定について

神永副学長から、平成26年度茨城大学重点国際交流事業の認定について、資料4に基づき報告があった。

### 3 社会連携センター発足記念シンポジウムについて

神永副学長から、社会連携センター発足記念シンポジウムについて、資料5に基づき報告があった。

- 4 「学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案」並びに「独立行政法人通則法の改正に伴う国立大学法人法の改正案」について  
総務課長から、学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案（5月8日閣議決定）及び独立行政法人通則法の改正に伴う国立大学法人法の改正案（4月15日閣議決定）並びに学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案に係る国立大学協会長からのコメントについて、資料6に基づき報告があった。

#### IV その他

① 教育研究評議会会議資料の公開について

学長から、教育研究評議会会議資料の公開について、以下のとおり確認があった。

公開：資料1～6

- 次回教育研究評議会開催            6月19日（木）14時から